

札幌圏都市計画
土地区画整理事業の変更(案)
(市決定)

東茨戸土地区画整理事業

令和3年11月
札幌市都市局市街地整備部

札幌圏都市計画土地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画札幌市東茨戸土地区画整理事業を次のように廃止する。

名称					
面積					
公共施設の配置	道路	種別	名	称	
	公園及び緑地				
	その他の公共施設				
宅地の整備					
「施行区域は、計画図表示のとおり」					
理由：					

計画書新旧対照表

新
札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画札幌市東茨戸土地地区画整理事業を次のように廃止する。

名称			
面積			
公共施設の配置	道路	種別	名 称
	公園及び緑地		
	その他の公共施設		
	宅地の整備		
「施行区域は、計画図表示のとおり」			
理由：			

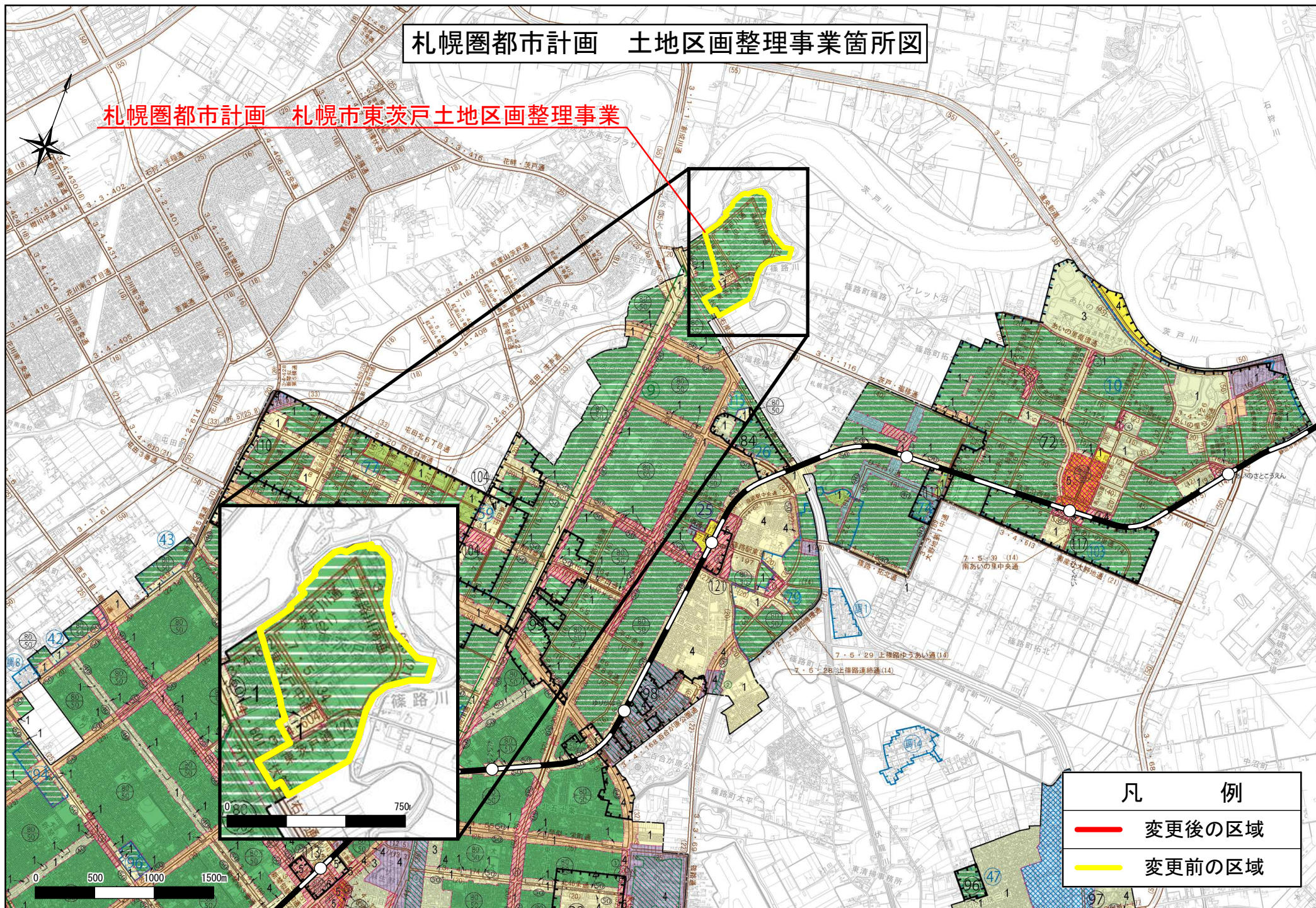
旧
札幌圏都市計画土地地区画整理事業の決定
(北海道知事決定)

都市計画札幌市東茨戸土地地区画整理事業を次のように決定する。

名称		札幌市東茨戸土地地区画整理事業	
面積		約 40.6ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線街路	3.4.601 伏籠川右岸通
		幹線街路	3.4.602 茨戸川通
		幹線街路	3.4.603 篠路川南通
		幹線街路	3.4.604 東茨戸通
		幹線街路	7.5.34 東茨戸中通
公園及び緑地	上記都市計画幹線道路を根幹として、地区内外の連絡を図り、これらを基に地区内の区画道路（8～10m）を適正に配置する。		
	公園面積は、施行地区面積の3%を確保するものとし、誘致距離を勘案して街区公園4箇所を適正に配置する。		
	上水道は、既設道路については埋設済となっており、新設道路等について道路計画を基にして適正な整備をする。 下水道は未整備となっており、本事業により公共下水道に適合した整備を行う。		
宅地の整備		都市計画道路の沿線については、集合住宅用地、沿道サービス用地、福祉施設用地等を配置し、それぞれの土地利用に適合する適正な街区形成を図る。 住宅地の街区規模としては、短辺30～40m、長辺100～150mを標準とする。	
「施行区域は、計画図表示のとおり」			
理由：本区域は、札幌市の都心から北へ約10kmの位置にあり、周辺地域は宅地開発の適地として、近年土地地区画整理事業等により急速に開発が進んでいる地域である。 地区の現況は、農地・資材置場・作業場と戸建住宅・福祉施設等が混在し、道路等の都市基盤施設の整備も立ち遅れている状況にあることから、計画的に都市基盤施設の整備を行い、土地の利用増進と良好な宅地の供給を目的として、土地地区画整理事業を実施するものである。			

札幌圏都市計画 土地区画整理事業箇所図

札幌圏都市計画 札幌市東茨戸土地区画整理事業

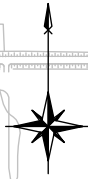


凡 例

- 変更後の区域
- 変更前の区域

札幌圏都市計画 札幌市東茨戸土地区画整理事業 計画図

シャトレーゼ
ガトーキングダムサッポロ



凡 例	
	変更後の区域
	変更前の区域